

監査役とストック・オプション

野口 晃 弘

二村 雅 子

In Japan, there are not small number of cases where stock options are granted to company auditors. As for accounting auditors, they are prohibited to hold shares of the client, or receive a contingent fee. But for company auditors, they are not prohibited to receive stock options. In this paper, independence of company auditors and the member of audit committee are reviewed, and then, the effect of granting stock options to them will be discussed.

I. はじめに

わが国では、ストック・オプションの付与対象者に、監査役が含まれている事例が少なくない。しかし、監査役の業務に会計監査が含まれていることを考慮すれば、違和感を覚えることは否めない。

監査基準では、「監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。」（監査基準第二 一般基準 2）と指示しており、重要な利害関係を有する公認会計士（監査法人）が監査を担当することは禁止されている。公認会計士法24条によれば、「公認会計士が著しい利害関係を有する会社」に対する監査が禁止されており、著しい利害関係の一つとして、公認会計士法施行令7条4号に「公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。」が規定されている。会社法337条でも、会計監査

人の欠格事由として、公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者が規定されており、会計監査人に株式や新株予約権を付与することはできない。このように会計監査を担当する会計監査人に、ストック・オプションを付与することは考えられない。

本稿では、監査役に対するストック・オプションの付与について、監査役の独立性という観点からの分析を行うとともに、会計情報の質に対する影響の可能性について論じる。

II. 監査人の独立性

監査人の独立性については、アメリカ会計士協会が1947年に公表した監査基準において、一般基準の2に精神的独立性（an independence in mental attitude）を求める規定が設けられていた。それ以前も、監査人の独立性に関連するさまざまな具体的な規定が、設けられていた。たとえば、アメリカ会計士協

*本稿には、特別研究期間（野口晃弘・2010年10月～2011年3月）及び第27回日東学術振興財団海外派遣助成（野口晃弘・平成22年度）による研究成果が含まれている。

会の1919年における職業倫理規則 (Rules of Professional Conduct) では、成功報酬による契約を禁止する規定が(11)に設けられている。

1940年版の職業倫理規則(13)を見ると、1939年9月以降、会計士協会の会員が会社の役員・取締役・株主・代理店となることを禁止する規定が設けられていた。そして1941年10月には、相当な経済的利害 (substantial financial interest) を有する場合に財務諸表に対する意見表明を行うことを禁止する規定に改訂されている。

1950年に設定されたわが国の監査基準は、上記のアメリカ会計士協会の監査基準に準じて規定されているが、より詳しく内容を示している部分があれば、配置上多少ずれているところもある (岩田, 1950b, 67頁)。監査一般基準の一の後段に「当該企業に対して特別の利害関係のない者によって行われなければならない。」という文言が加えられており、二も「精神的態度における独立性」の代わりに「公正不偏の態度」という表現が用いられている。これは、抽象的な表現を避け、他の法令における用語との関係を考慮したためと解説されている (佐藤, 1950b, 8頁)。

監査人の独立性は、精神的独立性と外観的独立性 (外見的独立性) から構成される (日本監査研究学会, 1993, 39頁)。Wilcox (1952, pp.8-11) は、経営者から独立した立場にある会計士が財務諸表に対して意見を表明することによって、経営者が作成した財務諸表に信頼性が付与されるので、独立性は本質的な監査基準であると述べている。このように精神的独立性が監査の根本であることは自明であり、アメリカで公認会計士制度が創設された19世紀末頃までに、独立性は会計士の間で

共通して認識されるようになっていたと考えられる (Broad, 1945, p.279)。たとえば、Webster (1944a, p.372; 1944b, p.706) には、1900年に *The Public Accountant* に掲載された Montgomery の「会計士とは、クライアントや利害関係者の圧力に屈して、意見を変えることのない人々である。」という独立性に関連した記述が引用されている (Broad, 1945, p.279)。

Blough (1960, p.60) は、監査人に独立性が欠けているという印象を与えるだけで、監査人としての役割を果たすことができなくなるので、精神的独立性だけではなく、外観的独立性も確保しなければならないことについて指摘している。独立性が保たれていないと監査報告書の読者に信頼してもらえなければ、精神的独立性は価値を持たないのである (Mautz & Sharaf, 1961, p.204)。このように監査人の独立性については、監査人自身の心の状態である精神的独立性と、監査済会計情報を利用する立場にある外部者から見た外見上の独立性という二つの次元があり、監査が有効に機能する上では、両者とも欠くことはできない (鳥羽・川北, 2001, 60-61頁; AAA, 1973, p.17)。ただ、前者が心の状態という監査人の内的なものであるため、後者を保つための規定が、法令あるいは倫理規定に設けられているのである。

前に述べたように公認会計士法により、被監査会社の株主や債権者が監査証明業務に携わることはできない。金融商品取引法193条の2でも、「特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。」と規定されている。SECの規則 (§ 210.2-01) でも、被監査会社の株式、社債、オプションその他の証券投資を行って

る場合、監査人は独立ではないと規定している。かつては少額の株式であれば保有する余地が残されていたが、現在では、直接保有することはできなくなっている。

Ⅲ. 監査役と独立性

会社法が大規模公開会社だけでなく、法人なりした個人企業を含む小規模閉鎖会社も対象としていることから、多様な機関構造が認められており、監査役及び監査役会の設置についても、さまざまな選択肢が考えられる。本稿では、会計監査人が設置されている大規模公開会社における監査役を念頭に議論を進めることにする。

監査役会設置会社の監査役の職務について会社法381条では、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査することであると規定されている。したがって、業務監査と会計監査の両方が含まれることになるが、会計監査については、第1次的に会計監査人の職責であるため、監査役は第2次的あるいは補完的なものとされている（吉本，2009，396頁）。会社計算規則では、会計監査人は監査役に会計監査報告の内容を通知することが規定されており（130条1項）、それを受けて、監査役は会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思えたときは、その旨及びその理由を、監査役の監査報告に記載するように規定されている（127条1項2号）。監査役監査基準でも、会計監査については、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成することと、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証することが指示されている

（27条）。

監査役の業務監査は、取締役会による監督とは異なり、原則として適法性の監査に限られるが、業務執行の不当性が一定限度を超えると善管注意義務違反として違法になるため、業務執行の妥当性も視野に入れる必要がある（江頭，2011，489頁）。

会計監査人とは異なるが、監査役にも独立性は求められており、監査役監査基準でも、監査役の心構えとして、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならないと述べられている（3条）。会社法においても、商法の時代から監査役の独立性に関連して、さまざまな規定が設けられている。

まず、自己監査という事態を生じさせないため、監査役が取締役・会計参与・使用人または子会社の取締役・執行役・会計参与・使用人を兼任することはできない（333条3項・335条2項）。監査役会設置会社では、半数以上が社外監査役でなければならない（335条3項）。ここで、社外監査役とは、過去に会社またはその子会社の取締役・執行役・会計参与・使用人となったことがないものをいう（2条16号）。自己監査を防ぐ取締役や支配人との兼任禁止規定は、既に明治32年の商法184条1項に設けられており、その後、昭和25年、49年、平成14年の改正を経て、現在の会社法の規定に至っている。一方、社外監査役に関する規定は比較的新しく、商法特例法平成5年改正18条に、監査役はその就任の前5年間会社またはその子会社の取締役や使用人でなかった者でなければならないという規定が設けられた。平成13年に監査役の半数以上を、その就任前に会社またはその子会社の取締役や使用人となったことがない者でなけ

ればならないと改正され、平成14年改正を経て、会社法の規定に引き継がれている。

会社法で監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されており(336条1項)、取締役の原則2年(332条1項)、剰余金の配当等を取締役会権限とする場合の1年(459条1項)よりも長く設定されており、それを定款や株主総会決議によって短縮することも認められていない。監査役は株主総会で選任され(会社法329条)、その選任議案には監査役の過半数の同意が必要とされており(会社法343条1項)、取締役だけで監査役を決定することはできない。さらに、監査役には、人選を行った上で、監査役を選任するための議案を株主総会に提出することを、取締役に請求する権利が付与されている(343条2項)。また、解任についても株主総会の決議要件が、特別決議とされており(309条2項7号)、取締役よりも地位が強化されている。

監査役の報酬等は、定款に規定されていない場合、株主総会の決議によって定めなければならない(387条1項)。監査役報酬議案の提出権は取締役にありますが、監査役には株主総会で意見を述べる権利が与えられている(387条3項)。これらの規定の趣旨は、監査役の独立性を保障することにある(田中、2009、427頁;江頭、2011、500頁;稲葉、1982、249頁)。

会社法(452条)制定前、監査役にも利益処分による役員賞与が支払われていた当時、監査役が利益の配分にあずかることになれば、会社が利益をあげることが自己の利益にもなることから、監査役は特別利害関係を有することになって、監査役たる資格を欠くことに

なるのではないかという業績連動型報酬の問題点が指摘されていた(鈴木、1981、3頁)。しかし、ベンチャー企業等において人材を得るためには必要(江頭、2011、501頁)、あるいは監査役の報酬形態として何が適切であるかについての株主総会の判断を法が覆す必要性は一般的には見いだしがたい(田中、2009、434頁)といった理由から、監査役に対する不確定額報酬・業績連動型報酬は現実に存在している。

平成9年改正商法で創設されたストック・オプション制度では、付与対象者が取締役または使用人に限定されており(平成9年改正商法210条ノ2、280条ノ19)、監査役は含まれていなかった。平成13年11月の商法改正による新株予約権制度の創設に伴って、そのような制約は外されている(平成13年11月改正商法280条ノ20)。ワラント債のワラントを利用したいいわゆる擬似ストック・オプションであれば、付与対象者が法的に制約されておらず、監査役を含む事例が見られた(日経金融新聞1997年1月9日3頁;日経産業新聞1997年9月29日31頁;日経金融新聞1999年8月10日14頁)ので、実態に法律の規定を合わせた形になっている。日本監査役協会の「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書によれば、監査役にストック・オプションの支給制度が設けられている割合は、上場企業で6.7%であった。

IV. 監査委員と独立性

モニタリングモデルのための機関構造である委員会設置会社では、執行役が置かれ(会社法402条)、会社の業務を執行するとともに、取締役会から委任を受けた業務執行の決定も

行う（会社法418条）。逆に、取締役は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務を執行することができない（会社法415条）。委員会設置会社の取締役会は、会社法416条1項及び4項各号に規定されている事項を除き、大幅に業務執行の決定を執行役に委任することができるので、取締役会の機能としては、執行役による業務執行の監督に重点が置かれることになる。

委員会設置会社には、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会が置かれる（会社法2条12号）。監査委員会は取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員3人以上で組織され、その過半数は社外取締役でなければならない（会社法400条1項～3項）。監査委員会の委員（監査委員）は、会社もしくはその子会社の執行役・業務執行取締役・会計参与・使用人を兼ねることができない（会社法400条4項）。これは監査役の場合と同様、自己監査の問題が生じることを避けるためである（江頭、2011、524頁）。なお、監査委員会が設置されるため、会社法（374条4項）では、委員会設置会社は監査役を置いてはならないと規定している。

監査委員も取締役なので、株主総会で選任されるが（会社法329条）、取締役会ではなく、指名委員会で株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容は決定される（会社法404条1項・416条4項5号）。なお、委員会設置会社では取締役の任期が、原則規定の2年より短い1年とされているため（会社法332条）、監査委員の任期も監査役と比較して短くなっている。監査役と異なり監査委員は取締役であるため、監査委員会には、違法性監査権限にとどまらず、妥当性監査権限が肯定されている（江頭、2011、526頁）。

委員会設置会社では、取締役が受ける報酬等を、株主総会ではなく、報酬委員会が決定する（会社法404条3項）。日本監査役協会の「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書によれば、監査委員にストック・オプションの支給制度が設けられている割合は、全体で29.9%（独立企業で35.9%）であった。この比率は監査役と比較して格段に高く、監査委員に対する業績連動型報酬あるいは成功報酬の支給の是非に関して、議論する必要がある。

V. 独立役員

平成21年12月に東京証券取引所の上場規程が改正され、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役）を1名以上確保しなければならなくなった（東京証券取引所・有価証券上場規程436条の2）。そして、下記（開示加重要件）に該当する者を独立役員として指定した場合には、その理由を説明することが義務づけられた（東京証券取引所・有価証券上場規程施行規則211条4項(5)・226条4項(5)・436条の2）。

- a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等
- b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
- c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に

過去に所属していた者をいう。)

- d 当該会社の主要株主
- e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - (a) aから前dまでに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

以上の東証の独立役員に関するルールは、アメリカの17 CFR 240.10A-3による監査委員の独立性強化に関する動きや、イギリスのコーポレート・ガバナンス規程B.1.1.1.に示されている内容と同じ方向にある。ここで問題とされているのは、一般株主と利害が一致しない可能性のある役員であり、グループ企業や主要な取引先の関係者、あるいは役員報酬以外に報酬を受け取るコンサルタントなどである。わが国では、社外役員を取引銀行あるいは取引先から受け入れてきた事例が少なくなく、社外役員であっても、必ずしも独立役員とは言えないことが指摘されていた。

東京証券取引所が2010年7月16日までに提出された独立役員届出書を集計した結果によれば、上場内国会社2,301社のうち2,153社(93.6%)が独立役員を確保しており、社外取締役のみが10.6%、社外監査役のみが70.7%、両方を届け出ているものが18.7%であった。開示加重要件に該当する独立役員は、のべ4,180名中252名(6%)となっており、現在・最近、d:主要株主又はその業務執行者に該当するもの9名以外は、過去におけるb2:主要な取引先又はその業務執行者198名、

d:主要株主又はその業務執行者32名、c:役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家9名、b1:兄弟会社の業務執行者7名、a2:兄弟会社の業務執行者、e1:業務執行者または子会社の業務執行者の近親者、各2名となっている。

ここで注意しなければならないことは、独立役員に求められる独立性は一般株主との利益相反が生じないという内容のものであって、独立会計士という意味での監査人に求められてきた独立性と同義ではない点である。ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンス基準303A.02にも、問題は経営者からの独立性であり、たとえ相当な金額の株式を保有していたとしても、それだけで独立性が欠如していると判断することはないという注釈が付されている。

VI. おわりに

前にも述べたように、大規模公開会社であれば、会計監査人が会計監査を行うので、監査役・監査委員の会計監査における役割は、第2次的あるいは補完的なものと考えられている。

会計監査人は、株主総会の決議によって選任・解任されるが(会社法329条・339条)、その議案について、監査役会設置会社では監査役会の同意(過半数)が必要とされており(会社法344条)、委員会設置会社では監査委員会が内容を決定する(会社法404条)。これは経営者である執行役や取締役に選任・解任の権限を与えないことを通じて、会計監査人の経営者からの独立性を担保するものである。同様に、会計監査人の報酬を取締役が決定す

る際も、監査役会あるいは監査委員会の同意を得なければならないと規定されており（会社法399条）、会計監査人の独立性を守るための役割が期待されている。

監査役監査あるいは監査委員会監査は内部統制システムを利用して行われるため、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証した上で、必要があれば、取締役会に対しその改善を、監査役であれば助言あるいは勧告、監査委員であれば提案することが職務とされている（監査役監査基準21条、監査委員会監査基準2条）。

このように、監査役・監査委員は、会計監査人の独立性を守るため、経営者との間の隔壁としての役割を担うと同時に、会計監査人による会計監査の実効性を高めるための環境整備を行うことが期待されている。

平成13年改正商法280条ノ19第2項後段では、ストック・オプションを付与する理由について開示することが求められていたため、監査役にストック・オプションが付与された理由を調べることができた。限られた数のサンプルではあるが、野口（2005）によれば、TDnetデータベース・サービスを検索した結果、2004年4月1日から5月31日までに監査役に新株予約権が付与された事例が50件あり、そのうち40件は取締役と共通の理由だけが記述されていたものの、10件については異なる理由も示されていた。取締役に対する付与理由としては「業績向上に対する意欲や意識を一層高める」「株主価値を意識した経営の推進」「企業価値の向上に資する」などが一般的であるが、監査役に対する付与理由としては、「適正な監査に対する意識を一層高めること」「適正な監査により経営の健全性と社会的信頼性の向上をはかること」などが示さ

れていた。なお、ストック・オプションを付与した理由を開示させたこの規定は、会社法には引き継がれていない。

大半の企業が取締役と監査役で新株予約権の付与理由を区別しておらず、区別していたとしても、「適正な監査」という職務について具体的に述べているだけで、両者の会社に対する役割の違いを正面に出している訳ではない。このことは新株予約権を監査役に付与している会社では、取締役と監査役の会社に対する職務の違いが十分に意識されていなかった可能性を示唆するものと考えられる。

したがって、監査役に新株予約権が付与されている場合は、取締役と監査役の一体感が強く、監査役が経営者側に寄っていることのシグナルととらえ、会計監査人の独立性が弱くなることの影響という視点から分析することが考えられる。

参考文献

- 稲葉威雄（1982）『改正会社法』金融財政事情研究会。
- 岩田巖（1950a）「監査基準について」『会計』第57巻第2号、92-106頁。
- 岩田巖（1950b）「監査基準について—米國の監査基準との比較—」『税経通信』第5巻第10号、66-72頁。
- 江頭憲治郎（2011）『株式会社法 第4版』有斐閣。
- 太田達也（2011）「監査役会計監査における役割」『週刊経営財務』第3027号、16-19頁。
- 佐藤孝一（1950a）「米國會計士協會監査手續委員會『監査基準』」『産業經理』第10巻第6号、5-9頁。
- 佐藤孝一（1950b）「『監査基準』について」『企業會計』第2巻第10号、6-11頁。
- 鈴木竹雄（1981）「役員報酬・賞与等の取扱い」『旬刊商事法務』第917号、2-4頁。
- 田中亘（2009）「第387条（監査役の報酬等）」落合

- 誠一編『会社法コンメンタール 8 - 機関(2)』商事法務, 426-441頁。
- 東京証券取引所・上場制度整備懇談会 (2010a) 「独立役員に期待される役割」 (<http://www.netlaw.co.jp/topics/pdf/100527.pdf> 2012年 1月10日アクセス)。
- 東京証券取引所 (2010b) 「独立役員届出書の集計結果の更新について」 (<http://www.tse.or.jp/news/09/b7gje6000000t19q-att/20100721.pdf> 2012年 1月10日アクセス)。
- 鳥羽至英・川北博 (2001) 『公認会計士の外見的独立性の測定：その理論的枠組みと実証研究』白桃書房。
- 日本監査研究学会・監査人の独立性に関する研究部会 (1993) 『監査人の独立性に関する研究：実証研究のための理論的枠組みを求めて』。
- 日本監査役協会 (2007) 「『2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査』結果報告書」『月刊監査役』第534号, 1-303頁。
- 日本監査役協会 (2011) 『監査役監査基準』 (http://www.kansa.or.jp/support/el001_100315_01a.pdf 2012年 1月10日アクセス)。
- 日本監査役協会 (2009) 『監査委員会監査基準』 (http://www.kansa.or.jp/support/el001_110513_01a.pdf 2012年 1月10日アクセス)。
- 野口晃弘 (2005) 『新株予約権制度に伴うコストの研究』平成15年度～平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2) 課題番号15530299研究代表者・野口晃弘) 研究成果報告書。
- 弥永真生 (2002) 『監査人の外観的独立性』商事法務。
- 吉本健一 (2009) 「第381条(監査役の権限)」落合誠一編『会社法コンメンタール 8 - 機関(2)』商事法務, 391-400頁。
- Allen, C. (2010), "Comparing the ethics codes: AICPA and IFAC," *Journal of Accountancy*, Vol.210, No.4, pp.24-32.
- American Accounting Association, Committee on Basic Auditing Concepts (1973), *A Statement of Basic Auditing Concepts*, American Accounting Association.
- American Institute of Accountants, Committee on Professional Ethics (1919), *Rules of professional conduct: including amendments and additions prepared by the Committee on Professional Ethics and approved by the Council prior to September 30, 1919*. Retrieved February 7, 2011, from *University of Mississippi Library, Accounting Collection*, <http://umiss.lib.olemiss.edu:82/articles/1010878.2504/1.PDF>.
- American Institute of Accountants (1940), *Rules of professional conduct*. Retrieved February 7, 2011, from *University of Mississippi Library, Accounting Collection*, <http://umiss.lib.olemiss.edu:82/articles/1035668.4670/1.PDF>.
- American Institute of Accountants (1942), *Rules of professional conduct as revised Oct. 20, 1941*. Retrieved February 7, 2011, from *University of Mississippi Library, Accounting Collection*, <http://umiss.lib.olemiss.edu:82/articles/1035669.4672/1.PDF>.
- American Institute of Accountants, Committee on Auditing Procedure (1947), *Tentative Statement of Auditing Standards: Their Generally Accepted Significance and Scope, In Accounting Principles and Auditing Standards: Source Documents, Part I*, edited by S. A. Zeff & M. Moonitz, 1984, Garland, pp.377-421.
- Blough, C. G. (1960), "Responsibility to third parties," *Journal of Accountancy*, Vol. 109, No.5, pp.58-65.
- Broad, S. J. (1945), "Trends in Auditing and Reporting," edited by E. N. Coffman & D. L. Jensen (1993), *Samuel J. Broad: A Collection of His Writings*, The Ohio State University, pp.273-326.
- Higgins, T. G. & W. E. Olson (1972), "Restating the ethics code: a decision for the times," *Journal of Accountancy*, Vol.133, No.3, pp.33-39.

- Mautz, R. K. & H. A. Sharaf (1961), *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association.
- Nouri, H. & D. Lombardi (2009), "Auditors' independence: an analysis of montgomery's auditing textbooks in the 20th century," *The Accounting Historians Journal*, Vol.36, No.1, pp.81-112. Retrieved January 10, 2011, from ProQuest *Accounting & Tax Periodicals*, ProQuest Document ID: 523047361.
- Webster, N. E. (1944a), "The meaning of "public accountant"," *The Accounting Review*, Vol.19, No.4, pp.366-376.
- Webster, N. E. (1944b), "What is a public accountant? Part II: From 1986," *New York Certified Public Accountant*, Vol.14, No.15, pp.703-715.
- Wilcox, E. B. (1952), "Professional standards," In *Audit Standards, Procedures, and Reports: A Selection of Material From The CPA Handbook*, edited by R. L. Kane, Jr., 1953, American Institute of Accountants, Chapter 13, pp. 1-30.
- (名古屋大学大学院経済学研究科)
(日本学術振興会特別研究員DC1)